〇草津市附属機関設置条例 抜粋

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務 を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲 げるとおりとする。

別表第1(第2条第1項、第3条第1項関係)

名称	担任事務	定数
	自殺対策の策定、推進および評価に関し必要な事	15人以内
会議	項についての調査審議に関する事務ならびに自殺	
	対策に関する関係者相互の連絡調整に関する事務	

〇草津市附属機関運営規則 抜粋

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(委員長等)

- 第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。
- 2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その 他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。
- 3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。) および副委員長(副会 長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ) は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長および副委員長にともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたと きは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

(庶務)

- 第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

別表第1(第2条、第10条関係)

附属機関の名称		委員資格者	所属
草津市自殺対策推進	(1)	学識経験を有する者	健康福祉部健康増進課
会議	(2)	公募市民	
	(3)	自殺対策に取り組む団体から選出された者	
	(4)	その他市長が必要と認める者	